

第 1 5 7 9 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和元年 6 月 10 日
自	13 時 30 分
至	16 時 00 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－公開－

(報告事項)

- 第12号 島根県立美術館協議会委員の委嘱について (総務課)
第13号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験(令和元年度実施)の出願状況等について (学校企画課)
第14号 令和2年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験(令和元年度実施)について (学校企画課)
第15号 公立高等学校における県外入学者数の推移について (教育指導課)
第16号 特別展「出雲と大和」について (文化財課)

——以上、原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

- 第4号 令和2年春の叙勲候補者の推薦について (総務課・保健体育課)
第5号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)
第6号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)
第7号 令和2年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について (教育指導課・特別支援教育課)

——以上、原案のとおり議決

(協議事項)

- 第1号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について (教育指導課)

——以上、資料により協議

(報告事項)

- 第17号 文化財(天然記念物及び名勝、史跡及び名勝)の指定等について (文化財課)

——以上、原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
安食総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
米山教育施設課長	公開議題
福島特別支援教育課上席調整監	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第5号、議決第6号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題、議決第7号、協議第1号
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題、議決第7号
福島特別支援課上席調整監	公開議題
原保健体育課長	公開議題、議決第4号
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題、報告第7号
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題
山崎教育センター教育企画部長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	5 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	藤田 委員	

報告第12号 島根県立美術館協議会委員の委嘱について（総務課）

○安食総務課長 島根県立美術館の管理・運営は、知事部局の環境生活部に委任している。一方、博物館法に基づいて設置している島根県立美術館協議会の委員の任命に関する権限については博物館法第21条に規定されており、委任していないため教育委員会で手続を行っている。本日は、本年5月末をもって2年間の任期が満了した島根県立美術館協議会委員について、教育長専決で新たな委員を任命したのでその内容を報告するものである。

新しい委員の任期は、委嘱した委員の任期に記載のとおり、本年6月1日から令和3年5月末までの2年間である。

委員の人数は14人、うち再任11人、新任3人である。新任委員を紹介する。株式会社今井書店専務取締役の黒澤純三委員、松江市白湯公民館長の松本道博委員、松江市立城西幼稚園長の宮廻晃江委員である。

———原案のとおり了承

報告第13号 令和2年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験（令和元年度実施）の出願状況等について（学校企画課）

○木原学校企画課長 今年度実施する教員採用試験の出願を5月21日に締め切り、出願者数が確定したので報告する。

出願者の総数は1,071人であった。昨年が1,229人であったので、158人減少ということになった。減少率を計算すると約13%ということになっている。採用予定者数に対する倍率も3.8倍で、昨年度の4.9倍と比較して1.1ポイント低下ということになった。

校種・職種別見ると、小学校教諭が130人程度の採用予定に対して321人の出願、45人の減少、倍率も2.5倍で、昨年度の3.3倍から低下している状況である。以下、各校種等に減少が見られて、中学校教諭が25人の減少、高等学校教諭が76人の減少、特別支援学校教諭が10人の減少となっている。養護教諭は1名増、栄養教諭は5名減となっている。これら全ての校種・職種で募集する障がいのある方を対象とした選考では、昨年より2名多い5名の出願があった。採用予定数は昨年度よりも32人増やしているので、出願者数の減少と合わせて倍率が低下しているという状況である。

続いて、島根県独自の特色ある採用の出願についてまとめている。昨年並みの出願があった区分もあるが、中学校の特別支援教育担当の出願者は減少幅が大きくなっている。地域限定採用の部分も減少しているが、全体の減少率とほぼ同程度の減少となっている。こ

うした中、この特色ある取組の成果が見られるものが他県正式採用教諭の特例である。昨年並みの48人が出願していてこの数年このレベルが維持されてきている。他県で正規職員として勤務している方がUターンや結婚を機に島根での教員を希望する状況が一定程度定着していると言えると思われる。即戦力としての人材の確保や50代以上に偏っている年齢構成の平準化に向けた成果が期待されているところである。

このように全体としては出願数が減少しているが中国地方や各県全国の状況を聞いてみると全国的にも各地で出願数が1割程度減少しているという情報を得ている。ただ鳥取県は1次試験の実施方法を変更し大阪会場での試験実施や試験時期を早めたということもあってか出願数が増加したという情報が入っている。島根県としては島根で教員がしたいという方をしっかりと受けとめて教員として優秀な人材を確保するために今後の選考試験をしっかり行い適正な選考を進めたいと考えている。

その試験については第1次試験が7月14日第2次試験が8月24日から31日最終の合格発表は9月25日を予定している。

○出雲委員 出願者数の合計1,071人のうち県内と県外からの出願の割合大きく県外の方は何割ぐらいか。

○木原学校企画課長 昨年度の出願者数全体で1,229名うち県外からが215人であり17.5%になる。

○真田委員 「今年度県内公立学校の講師等として勤務しかつ昨年度第2次試験を受験した者への特例」区分の出願者数242人の小・中・高の内訳が分かれば教えてほしい。

○木原学校企画課長 小学校が83中学校が70高等学校が62特別支援学校が10養護教諭が15栄養教諭が2である。

———原案のとおり了承

報告第14号 令和2年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験(令和元年度実施)について(学校企画課)

○木原学校企画課長 まず管理職に求められる資質能力としては管理職育成プログラムから①高い教育理念と広い識見②学校経営③学校管理・運営④人材育成⑤外部との連携・折衝の能力を掲げている。昨年度から主幹教諭の試験を行っているが主幹教諭については①④⑤を求める資質能力と定めている。

試験期日等については願書提出期限7月4日第一次選考試験8月19日第二次選考試験10

月中旬～11月中旬第二次選考試験の結果通知12月上旬の日程で行う。第一次選考試験の合格者に対して第二次選考試験を行う。例年どおりの時期に実施するよう今計画を進めている。

試験会場については一次試験は各教育事務所単位で行い第二次試験は松江会場浜田会場で行うこととしている。

試験内容については校長は一次試験で筆記二次試験では面接教頭は一次試験で筆記と面接二次試験で面接主幹教諭は一次二次ともに面接試験を行うよう計画している。

続いて名簿掲載予定者数について。この人数は年度末の退職者を主のデータとして算出している。今年度は校長50名教頭60名主幹教諭30名を予定している。今年度は昨年度と比較して校長の退職者が少ないため校長の登載者数を少なくしている。教頭と主幹教諭の予定人数は昨年と同じ人数にしている。

受験資格について昨年度から変更した点はない。昨年度に変更した点は教頭についてBの対象年齢を2歳下げて38歳とした。それから人事異動ルールが完全に終わっていない者についても受験ができるようにしている。それから主幹教諭についても昨年度からこれを行っているが年齢は36歳以上とし人事異動ルールを完全に消化していない者に対しても受験できるような要件を設けている。このように管理職を目指す人材を今後しっかりと育成しながら学校運営に必要な人材を確保するように努めていきたいと考えている。

○浦野委員 校長職の受験資格として「教頭を3年以上経験した者であること」とあるが行政職も教頭を3年以上と計算するというかカウントされるということであるか。

○木原学校企画課長 行政での教頭職も教頭の取扱いである。

———原案のとおり了承

報告第15号 公立高等学校における県外入学者数の推移について（教育指導課）

○江角地域教育推進室長 数値報告の前に県外入学者の受け入れ効果について少し説明する。県外入学生の受け入れによって現場に多様な価値観が生まれ生徒同士が切磋琢磨したりコミュニケーション力等の向上が図られ非常に学校の活性化につながっているということを現場の方から多数聞いている。こうした教育効果を踏まえて今後も県内生徒への進路保障の配慮はもちろん寮などの受入環境を見据えながら県外からの積極的な生徒受け入れを継続していきたいと考えている。

県外入学者数の推移であるが平成20年から令和元年までの県外入学者の推移をグラフ化

している。令和元年度の県外入学生は195名で過去最高を記録した。これはもちろん各学校のたゆまぬ努力により魅力的な教育に努められた成果結果だと思っているがそのほかに一つ平成30年度のしまね留学合同説明会これは東京大阪名古屋福岡で開催しているのであるがこれまでは島根県単独で開催していたものを昨年度一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームとの合同開催によって全国の18校と島根県の20校が参加して計38校で開催したということがあった。この合同開催によって昨年度は1,173名の方に来場していただいた。ちなみに29年度が346名であったので約3倍以上という来場者があったことも一つの要因ではないかと考えている。

県外入学生の主な出身地は近県は広島県大阪府山口県。東京都からもかなりの人数来ていただいている。平成30年度と令和元年度を比べると関東が37名から54名という形で非常に伸びている。

○真田委員 県外入学生の主な出身地で国外という記載があるがこれはどこになるのか。

○江角地域教育推進室長 平成29年度がマレーシア平成30年度がタイブラジルフィリピン中国令和元年度がタイ。

○藤田委員 一般財団法人との連携であるがこれはやはり島根からの呼びかけの方が強かったのか。

○江角地域教育推進室長 この一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームというのは全国的に高校段階で越境していくことを日本全国に広めようと考えられている団体。島根県はその中でも一番進んでいるところなのでまずは相手方から自分たちのやりたいことと一番先進地である島根県とも組みたいということがあり島根県側のメリットとすると全国でそういうふうな流動化が図られてきてその中からいろんな生徒さんに来てもらえばいいということを考えていたので要は島根県からすれば分母が広がることはいいことなので双方を乗り入れて協力して合同開催としたということである。今年も開催する予定にしている。

○藤田委員 それこそ全国的に島根の教育が発信されることはすばらしいと思うので今後もそういう活動を続けていっていただければと思う。

○浦野委員 最近メディアで取り上げていただいたり映画の中でしまね留学の話が盛り込まれていたり全国区で発信されることが増えてきたと思うがこれらの効果をどういうふうに捉えているか。

○江角地域教育推進室長 錦織監督の映画隠岐國学習センターの豊田さんが出演したNH

Kの番組などは非常にいい効果。分母が広がっていくことが非常に島根県にとっていいその中でやっぱり島根は先進地であるので優位性が発揮されてすごくいい形になってくると思う。昨年度こういった形で合同開催してその中でしっかり島根の魅力をアピールさせてもらい195名来られた。今年も合同開催で更にちょっと規模も大きくなるのもっと来場される予定になっているのでそういったことがメディアとかこういう別な民間団体と組むことによって全国的に発信されていくことは島根の優位性が更に発揮されて非常にいいことだと思っている。

国も地方創生という視点でこういった高校レベルから越境していくことに関して非常に理解を示され方針の中にも書かれるようになっていっているので国の動向であったり島根県が自ら努力したりあるいは民間レベルの映画であるとかメディア発信なども通じてこういったことがどんどん広まっていくということは現時点では島根にとっては非常に喜ばしいことであると思う。この流れを引き続き継続しこの流れに乗っていこうかなと思っている。

○新田教育長 確かにメディアへのいわゆる高校生の留学というのが非常にいい意味で広がるそういったメディアの放送が多いとは感じている。私も島根なら島根の地域資源を生かして特色のある教育で子どもたちを育てていきたいという思いがあるしこの前の放送なんかであるとかこういう留学というのは里山留学的なものと最新の教育をジョイントしたものというような説明も全国放送とかであると非常にいろんな選択肢の中できっちりと据えて子どもや保護者が考えるそういった選択肢として提示されることにつながるのかなとも感じている。子どもたちにしっかりと自分の人生進路を考えてもらうその一つの選択肢大きな選択肢としてしまね留学があるよということが伝えられるということは委員がおっしゃるように肯定的に我々も見ていきたいと思っている。特定の放送ということではなくて一般論であるが。

——原案のとおり了承

報告第16号 特別展「出雲と大和」について（文化財課）

○萩文化財課長 特別展「出雲と大和」については令和2年1月から3月まで開催予定であるが6月4日に東京国立博物館主催の報道発表会があったので報告する。

この発表会では東京国立博物館から副館長それから主催者である丸山知事奈良県の荒井知事に御出席いただき挨拶をいただいたところである。委員長でもある丸山知事からは東京オリンピック・パラリンピックが開催される時に出雲の歴史文化を東京や全国の皆様

にぜひ知っていただきたいという趣旨の御挨拶があった。

この報道発表会で説明があった展覧会について御説明をする。この展覧会第1章から始まっているが全体で4章で構成をされている。この展覧会には島根奈良から国宝20件以上重要文化財70件以上が展示予定となっている。第1章では出雲大社の歴史と大社に伝来する御神宝の数々を紹介する予定としている。第2章は出雲古代祭祀の源流ということで荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡など弥生時代の青銅器を通して古代出雲の祭祀の移り変わりなどを紹介する。第3章は主に大和奈良県が主なテーマとなるがこの章では大和の巨大な前方後円墳に収められた品々を通して大和王権の成立やその背景などについて紹介する。第4章は仏と政ということであるがこちらでは飛鳥・奈良時代の仏教を通して進められた国づくりなどについて紹介する予定である。

この1章から4章の展示を通して観覧される皆様に日本の国の成り立ちや両県の歴史文化の魅力などを御理解いただければと思っている。

次に展覧会の開催に向けた今後の予定である。首都圏を中心に島根奈良県両県の歴史文化についてその内容を事前に知っていただき展覧会をより楽しんでいただけるように今年6月から会期中までかけて特別展関連の講座やシンポジウムを奈良県とともに首都圏で開催する予定である。また東京日本橋にある島根奈良の東京のアンテナショップを活用して両県が共通した展覧会の路面看板を掲示したり中でPRを行ったりということで2県が連携してPR活動を展開する予定である。

このほか展覧会開催に関する公式ホームページを4月から開催している。展覧会の見どころやチケット販売などの情報を発信するほか今後新聞広告や交通広告チラシダイレクトメールなどを活用して広く展覧会を周知していく予定である。なお展覧会についてヤフーとかGoogleで「出雲と大和展」と御検索いただくとトップでホームページが御覧いただけるのでまた時間があるときに御覧いただきたいと思う。

○出雲委員 東京国立博物館の平成館には私も何度となく行ったことがあるがあの場所が出雲島根の魅力を発信できるというのはすごく楽しみである。今から準備も大変かと思うがすばらしい展覧会になるように期待しているのでぜひ私も行かせていただけたらと思っている。

○新田教育長 この特別展に来ていただくときにしっかりこれを機会に出雲と大和のことを勉強していただきたいなということも両県の知事の間ではこれまでも話があったところで早いものはもう今月から奈良県でもともとやっているセミナー島根県でやっているセミ

ナーを組み合わせる形で連続性のあるものでやっというこで動かしている。

それからあわせてにほんばし島根館とまほろば館日本橋で本当に通りに同じく面して数十メートルの距離である。店構えというかファサードを出雲と大和展の同じような見せ方でディスプレイをして展覧会もPRしようと。あわせてここで関心を持っていただいた方にぜひ現地でそれも見ていただきたいというところでのこの辺は商工観光関係今連携して対応している。そういったことが今後の予定の中での取組でできるだけ一過性にならずに一連の動きを誘導するように取り組んでいく。

○藤田委員 私もぜひ行ってみたいと思う。先ほど委員会室でも皆さんとぜひ行ってみたいよねということとこれだけ大きなことをしていただけるということが非常に嬉しいねという話をしていた。例えば東京におられる島根県人会の皆様のお力を貸していただいたりトラベル関係の会社の方々とのツアー関係も組んでみたりしてオリンピックの年であるし県内外だけではなく諸外国の皆さんにもそういった説明が届いていくような形をとっていただけるともっと日本の文化に触れ合うこともできると思う。そういった格安ツアーが組めたらぜひ利用させていただきたいなという思いで一つ提案をさせていただきたい。

○菽文化財課長 古代歴史博物館の指定管理者は一畑トラベルさんの会社になっているので一応検討はされているようである。今おっしゃった県人会とかそれから遣島使の皆さんにはもちろん事前に広く周知してこちらのほうに来ていただけるようにしていただきたいと思っているし県内についても会期が近くなったら広報部の「フォトしまね」等を活用させていただいきプロモーションなどを実施して周知を図っていきたいと考えている。

○浦野委員 こういうパンフレットは外国語版も準備されてはいらっしゃるか。

○菽文化財課長 パンフレットについてはまだ用意されていないが東京国立博物館のホームページでは日本語英語中国語韓国語で読めるよう検討している。また展示会場では日本語英語中国語韓国語のほかにドイツ語フランス語スペイン語のほうの展示の説明とかそれから英語中国語韓国語の音声ガイドなども実施する予定としている。

———原案のとおり了承

— 非公開 —

議決第7号 令和2年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）

○多々納教育指導課長 3月26日の教育委員会会議で令和元年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について議決いただいた。この件について教科用図書選定議会の方に諮問し5月31日付けをもって答申を頂いたところである。これについてお諮りする。市町村別の小中学校を対象とする小学校用中学校用小中学校特別支援学級の使用県立の特別支援学校を対象とした特別支援学校小中学校用教科用図書の4種類の採択について諮問したところである。なお県教育委員会はあらかじめ選定審議会の意見を聴いて市町村教育委員会等の指導助言又は援助を行うことになっている。これは法令で認められている。

次に小学校用教科用図書の採択に関する事項を例に審議内容について概略を説明する。

「1 採択に係る基本方針」については関係法令に従うことさらには第2期しまね教育ビジョン21を踏まえたものとするを審議された。「2 採択基準」については採択権者の責任採択地区等について定めていただいたところである。「3 採択に係る留意事項」については障がいその他の特性の有無にかかわらず児童が読みやすい教科書といったことや教科書の調査研究の充実さらには適正かつ公平な採択の推進といった留意事項について慎重に審議いただいた。「4 選定に必要な資料」は記述された内容程度が児童の発達の段階にあっているか否か学習を進める上で効果的なものであるかどうか各教科等における資質・能力との関連や実生活に活かせるものであるかどうか等に留意した資料を作成することについて審議いただいたところである。第1回の4月16日では採択に係る基本方針採択基準採択に係る留意事項選定に必要な資料の様式について審議いただいた。その後指導主事あるいは小学校の先生等からなる専門調査員会を置き選定に必要な資料の案を作成することの承認をいただいた。ここまでが第1回の4月16日の選定審議会である。これに基づいて第2回の5月29日には専門調査員会で鋭意作成した選定に必要な資料の案について慎重な意見を交わしていただきその後修正を加えたのち5月31日付けで教科用図書選定審議会会長から答申を頂いたところである。別冊の資料では教科書会社の発行者を記号表記とし選定に必要な資料の観点を載せている。またこの観点以外の特徴を表す「その他」の欄を設け最後に総括として全体的な特徴の欄を設けた。くれぐれも教科用図書の優劣ではなく特徴についてまとめた資料である。中学校用教科用図書の同様な資料については平成30年度には新たな選定教科書が必要な図書はなかった。そのため平成27年度作成の選定に

必要な資料を基に調査研究を行ってもよいとの文部科学省からの通知があり前回の中学校用教科用図書の選定に必要な資料を修正する形でまとめている。赤字で主に修正箇所を示しているが他の箇所は平成27年度段階と変わっていないとお考えいただきたい。

○佐藤特別支援課長 小・中学校特別支援学級用教科用図書特別支援学校小・中学部用教科用図書については「4 選定に必要な資料」で4点の観点を示している。別冊資料ではこの4つの観点に加えて総括の欄を設けているがこの総括欄は選定した一般図書がどのような児童生徒の発達段階や状況等に適しているかなどを記載する項目となっている。選定に必要な資料の追加分としてまとめたものである。

○多々納教育指導課長 資料には今後のスケジュール採択事務に係る情報公開内容の予定一覧について載せている。今年度の採択事務に係る情報公開は記載のとおりにしていく考えである。

本日は教科用図書選定審議会から答申のあった義務教育に係る4種類の採択について「1 採択に係る基本方針」「2 採択基準」「3 採択に係る留意事項」「4 選定に必要な資料の観点」その資料そのもの及び今後の進め方について審議いただきたい。

○藤田委員 控室で小学校の英語や道徳の教科用図書を見た。英語は中学校と思うようななかなか難しいと思って見た。指導する先生方も大変だと思うが現時点の教員が指導されるとき発音といった副教材のようなものはあるのか。

○多々納教育指導課長 当然ある。どれくらい丁寧かといったことは教科書会社によっても違うと思うが教科書だけをぽんと渡して後は御自由というわけには到底いかないので初めてでもあり割と丁寧な副教材というか指導書のようなものが用意されると聞いている。

○真田委員 ローマ字を習うがそれと英語の学習活動はどうなるのか。

○多々納教育指導課長 ローマ字は従来国語の教材の中で3年生を中心に習っている。それをやめなさいという指示は出ていないので引き続きやろうと考えている。英語では話すことを中心にした教育活動になると聞いている。

○真田委員 教科書を見ると結構書くようになっている。

○新田教育長 教科書を見てこういう所までやるんだなと思った。ローマ字のことも気になった。おそらく英語教育をやっていくことをベースにしながら固有の日本語を英語の中で使わなければならない地名などローマ字で書かざるを得ないということであれば例えばわたしは松江駅に行きます。松江を表記する時ローマ字が位置付けられるという感じであらうか。

○真田委員 そこまでやるんだなという感じ。自分たちが中学校1年で習っていたような英語の内容を越えなければならないという感じだ。

○出雲委員 そうすると中学校の教科書の内容もこれから徐々に変わっていくことになるのだろうか。小学校の教科書が中学校の教科書のような内容なので。

○新田教育長 来年度小学校の教科書が改訂され一年おいて中学校の教科書が改訂されるので中学校の英語の教科書が小学校の教科書の内容を踏まえたものになることも当然の流れとしてある。

○多々納教育指導課長 中学校用の教科書も来年度改訂されるということで今年度の状況を見ながら今までとは違った形の中学校の教科書になると想定される。

○藤田委員 今の56年生が中学校に上がったとき小学校で習っていた内容より低い内容をやることにはならないので当然変わってくるだろう。教える側は大変だろう。

○浦野委員 中学校は英語を教える先生がいるが小学校は担任になるのだろうか。

○藤田委員 英語をきちんとできる人が付かないといけないことになる。小学校の教員採用がどうなるのか。その辺も考えていかなければならない。

○新田教育長 小学校教諭の採用に当たってTOEIC、TOEFLの得点を考慮することとしている。専科教員という国の制度があるが大都市前提としたもので一週間にこれだけの時間数をやるという前提でやると島根県の場合は複数校広域にわたって回らないとクリアできないということになる。その辺の人員の配置も国に要望している。

○浦野委員 英語は読んだり書いたりはいいが発音はとても負担になってくるのではないか。

○新田教育長 ICT機器で対応することになるのだろうか。

○藤田委員 先ほど副教材といったのはDVDやCDなど発音の共通のものがあってそれを先生方が使うとするとこの教科書に対してこの発音はとなっていくので先生の負担が軽減されるのではと思うが果たしてそこまで丁寧なものがあるのかとなるとつらいが一番の問題は発音だと思う。

○多々納教育指導課長 DVDなどは必ずあると聞いている。それから小学校の先生方英語が専門でもないのに教えなければならないという不安感をいくらかでも小さくできるように45年前から英語教育の研修会を実施している。先生同士が横で繋がってもらいスキルの高い方に教えてもらったりというきっかけづくりを進めているところである。ただ十分ではないのでより一層進めていきたい。

○浦野委員 義務教育学校では中学校の英語の先生がこの時間だけ小学校で英語を教えるということがある。そういうところから不安を軽減するというのも一つの方法ではないかと思うが。

○多々納教育指導課長 この前の選定審議会で見えた英語の教材にはページの端の方に二次元コードいわゆるQRコードが付いていた。これにアプローチすれば音声が入音状態から拾えるという工夫はどの教科書会社もされている。DVDがなくてもそういうところからアクセスしてこれは生徒自身もアクセスできる。生のネイティブスピーカーの発音に触れる機会は一定のところは確保されると聞いている。

○新田教育長 浦野委員から御指摘のあった義務教育学校のように近隣の中学校がどう小学校に入れるのかという点は研究する余地がある。企画課と指導課の両方に関わることである。しっかりとやっていきたい。

○出雲委員 既に小学校中学校でやっているところもあるので市町村の教育委員会で上手にできることもあるかもしれない。

○林委員 市町村の小中学校は採択地区ごとに採択となっているが採択地区とはどういうことか。

○新田教育長 島根県内では5つの教育事務所ごとに採択地区を設定している。

○浦野委員 資料の中で国語だとA社B社と記載されているがこれは国語の教科書を作っている会社がすべて挙がっているのか。それともある程度ピックアップされたものか。

○多々納教育指導課長 すべてである。

○真田委員 特別支援の総括の欄に小学部3段階からとあるがこの段階はどの様にして決まるか。

○佐藤特別支援教育課長 知的障がいの学習指導要領において小学部中学部の目標は各学年の目標ではなく小学部が1段階2段階3段階。新学習指導要領では中学部が1段階2段階が設定されているのでいわゆる小学部中学部の目標としてこの段階という言葉が使われている。123の3が目標としていちばん高い。

———原案のとおり議決

報告第17号 文化財（天然記念物及び名勝史跡及び名勝）の指定等について（文化財課）

○萩文化財課長 この案件は6月21日（金）に文部科学大臣から答申を行う予定であるので本日の非公開案件として報告する。

まず天然記念物及び名勝の指定である。この文化財の種別は一つの文化財が天然記念物としても名勝としても国指定の価値を持つ文化財を指定するものである。この青野山は津和野町のシンボルとして今も地域の皆様に愛されているが津和野町が平成24年25年度に青野山の自然・文化調査を実施しこの調査結果に基づいてこのたび指定されるものである。まず天然記念物としては火山活動で形成された溶岩ドームであること。それが日本列島のプレートの沈み込みとマグマ活動のプロセスを知る上で重要であることが評価された。また名勝という観点では中世の津和野城主 吉見氏により信仰の地とされるとともに近世以降は景勝地として日本遺産でもある津和野百景図などにも描かれ名勝的な価値が高い山岳であることが評価された。このたびこれをもって天然記念物及び名勝として指定を予定されている。天然記念物及び名勝という種別については県内では昭和13年の隠岐海苔田ノ鼻以来81年ぶりの指定である。件数もこれまで1件しかなかったが国の天然記念物名勝としては2件目の指定となる。

続いて史跡及び名勝の追加指定について説明する。史跡及び名勝も同じように国の史跡と名勝の価値を有する文化財である。この菅田庵については昭和3年に歴史的現実に価値が評価され茶室を含む庭園が史跡及び名勝として国の指定となった。この菅田庵は松江市の市街地の北側の丘陵上にあり当時の松江藩主 松平治郷が18世紀末頃に造営した茶室と庭園である。このたび所有者の理解が得られたことから資料の青い所が今指定になっている所で赤い所がこれから追加指定する所である。指定地の南側の藩主の通り道がある「切通」や「御成門」などを含む地域丘陵上の地域を中心とするものであるがこれを指定するものである。面積はこれまでの指定面積の4倍にあたる13,800㎡を追加指定するものである。

———原案のとおり了承